

【参考】総合評価落札方式及び低入札価格調査制度の新旧対照表
総合評価落札方式

旧制度	新制度
1-1 技術評価タイプ ①技術提案評価型 ②工事成績評価型 ③施工体制評価型Ⅰ型 ④施工体制評価型Ⅱ型	①技術提案評価型 ②工事実績評価型 上記のタイプに「③施工体制確認型」を併用することもあります
1-2 価格評価点の算出式 $\text{価格評価点} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{最低入札価格}}{\text{契約制限価格} - \text{最低入札価格}} \right)^2 \right)$	価格評価点＝式①×0.5 ＋ 式②×0.5 （式①の算出式：調査基準価格を活用した算出式） $\text{価格評価点} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$ （式②の算出式：重点調査価格を活用した算出式） $\text{価格評価点} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$ ※入札価格が式①では調査基準価格・式②では重点調査価格を下回る場合の評価点は、上記式にはよらず「配点＋定数」とします。 ※「定数」とは、評価値を100点とするための数値です。
（参考）1-2 評価値の算出式（加算方式） 評価値 ＝ 価格評価点 ＋ 技術評価点 ※評価値は100点満点 配点例 価格評価点80点：技術評価点20点	評価値 ＝ 価格評価点（配点＋定数） ＋ 技術評価点（配点） ※評価値は100点満点 配点例① 価格評価点80点（配点20点＋定数60点）＋技術評価点20点 配点例② 価格評価点80点（配点40点＋定数40点）＋技術評価点20点 ※個々の工事における「配点（定数）」は、入札公告でお知らせします。

低入札価格調査制度

旧制度	新制度
2-1 調査基準価格 調査基準価格は、次の①～④の合計額 ①直接工事費の 95% の額 ②共通仮設費の 90% の額 ③現場管理費の 70% の額 ④一般管理費等の 30% の額	調査基準価格は、次の①～④の合計額 ①直接工事費の 95% の額 ②共通仮設費の 90% の額 ③現場管理費の 80% の額 ④一般管理費等の 30% の額
2-2 重点調査価格 重点調査価格は、「工事価格対象額の 70% の額」とします	重点調査価格は、「工事価格対象額の 75% の額」とします
2-4 数値的判断基準 数値的判断基準は、「(直接工事費＋共通仮設費) の 70% の額」とします ※数値的判断基準の対象工事は、政府調達協定対象工事 (WTO 対象工事) を除く工事	数値的判断基準は、「工事価格対象額の 70% の額」とします ※数値的判断基準の対象工事は、次の①及び②を除く工事で適用されます ①政府調達協定対象工事 (WTO 対象工事) ②WTO 対象工事外で総合評価落札方式で技術提案評価型の対象工事で契約責任者が適用外とした工事
2-5 調査方法 落札予定者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査資料の提出要請を行います。 提出期限 (提出要請した日の翌日から平日 7 日) 内に低入札価格調査資料の提出があった時点であっても、提出期限以後にヒアリングによる調査を開始します。	落札予定者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査資料の提出要請を行います。 提出期限 (提出要請した日の翌日から平日 7 日) 内に低入札価格調査資料の提出があった時点で、ヒアリングによる調査を開始します。